

# 国民には安心の介護を、職員の人材確保と待遇改善を 介護保険制度の抜本的改善を求める要望書

2017年 月 日

厚生労働大臣 殿

要望団体 21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会  
( 略称：21・老福連 )

〒565-0824 大阪府吹田市山田西 1-32-12-207  
TEL 06-6170-1325 FAX 06-6170-1355

## 【 要望趣旨 】

「介護の社会化」を目指した介護保険制度の施行から17年が過ぎました。それまで税金だけを支払っていただければ受けられた「福祉」でしたが、「保険料」を支払うことで、介護が必要になった時に、わずかな負担で安心してサービスを受けられると誰もが信じていました…。

しかし、改定の度に保険料・利用料は上がり、受けられるサービスは削減され、福祉に働く職員の確保もままならない状況です。

同時に、国が定めた職員配置基準が低いために過酷な労働となり、介護報酬の引き下げで、介護現場は深刻な状況にあります。公益財団法人介護労働安定センターが実施した2017年度介護労働実態調査で、「事業所の6割は職員不足」「今の介護報酬では人材確保・定着のため十分な賃金が払えない」「採用率は2割未満」との結果が出されました。人材確保と福祉職員が誇りをもって働き続けられる条件整備は喫緊の課題です。

2015年度の改定は、利用料の2割負担の導入、補足給付を受ける際の資産の勘案など、利用者に大きな負担がかかる改定でした。また要支援者を介護保険給付から切り離して市町村事業へ移行、特別養護老人ホームの入居要件を原則要介護3以上としました。2018年度改定では、現役並みに所得のある高齢者(単身340万円以上の所得)の自己負担を3割に引き上げるなど、さらなる利用抑制と給付の削減が進められています。これでは「制度が持続」しても「国民生活が持続」しなくなることが懸念されます。

私たちは、利用者にはわずかな負担で安心して暮らすことのできる介護保障を、福祉施設には利用者の尊厳を守るにふさわしい介護給付の大幅増額を強く願っております。そのために、当面、次の事項を速やかに実施されることを求めます。

## 【 要望項目 】

1. 介護保険料、利用者負担割合の引き上げをやめること。
2. 低所得者の利用料減免を公費によって拡充すること。
3. 要支援者の生活援助、通所介護をもとの保険給付の対象とすること。
4. 特別養護老人ホームの入居要件をもとの要介護1以上に戻すこと。
5. 人材確保のための抜本的な対策をはかること。
6. 職員処遇の改善は、施設運営の根幹にかかわる事項であり、加算によるものとせず、基本報酬に盛り込んだうえで大幅に増額すること。また、介護報酬の積算根拠を明らかにすること。
7. 以上を実施するために、介護保険財政の公費負担割合を引き上げ、当面、国庫負担を50%に戻すこと。
8. 介護保険制度で対応できない貧困、虐待など多様化した今日的な諸問題については、社会福祉法人の社会公益活動だけに頼るのではなく、老人福祉法を拡充し、公的責任を果たすこと。

氏 名	住 所
	都 道 府 県

### [ お 願 い ]

- 署名はボールペンまたは、サインペンでお願いします。
- 恐れ入りますが、この用紙を増刷してお使いください。

### [ 個人情報保護について ]

- 要望署名の取り組みは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。
- 署名用紙に記入された氏名・住所は、要望署名として提出する目的以外に使用することはありません。

< 取り扱い団体 >